○みやき町定住促進飲用井戸整備事業費補助金交付要綱

平成28年3月18日告示第15号

改正

平成30年2月1日告示第7号

みやき町定住促進飲用井戸整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、良質で安定した飲料水の確保を図り定住を促進することを目的として、 新築の住宅建設に伴う飲用井戸(炊事用、入浴用、洗濯用その他の日常生活に要する水を含 む。以下同じ。)を整備する経費に対して、予算の範囲内において、みやき町定住促進飲用 井戸整備事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、みやき町補助金 等交付規則(平成17年みやき町規則第31号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるもの とする。

(定義)

- **第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとこ ろによる。
 - (1) 定住 3年以上住むことを前提に本町の住民基本台帳に登録し、かつ、生活の実態が あることをいう。
 - (2) 新築 自己の居住の目的で本町の区域内に住宅を新たに建築することをいう。
 - (3) 住宅 自己の居住を目的として、独立した基礎を有し、玄関、居室、便所、浴室、台 所等が設置されている一戸建ての66平方メートル以上の建築物をいう (併用住宅において は、住居部分の面積が2分の1以上かつ66平方メートル以上であること。)。

(補助金の対象地域)

- 第3条 補助金の対象となる地域(以下「対象地域」という。)は、上水道の配水管が布設さ れていない地域で、かつ、新たに配水管を布設することが困難な地域とする。
- 2 前項に定めるほか、町長が特に必要と認める場合

(補助金の交付対象者)

- 第4条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。
 - (1) 対象地域に平成28年4月1日から令和6年3月31日までの間に、新築の住宅建設に伴 う飲用井戸を新たに整備し、本町に定住する者であること。
 - (2) 居住する世帯員全員が、町税等を滞納していないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付の対象者としないも のとする。
 - (1) この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがある者
 - (2) みやき町暴力団排除条例(平成24年みやき町条例第1号)第2条第2号から第4号ま でに該当する者(同居予定者を含む。)

(補助金の対象経費)

- 第5条 補助金の対象経費は、飲用井戸の新設に係る経費であって、次に掲げるとおりとする。
 - ボーリング工事費(打抜き工事、素掘り工事を含む。)
 - (2) 取水管工事費
 - (3) ポンプ設置工事費
 - (4) 給水管工事費(屋内配管は除く。)
 - (5) 電気導線工事費

(6) 貯水タンク設置工事費

(補助金の額)

- 第6条 補助金の額は、補助金の対象経費に2分の1を乗じて得た額(当該金額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)以内とする。ただし、20万円を上限とする。 (補助金の交付申請)
- 第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、飲用井戸の整備工事に着手する前までに、みやき町定住促進飲用井戸整備事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。
 - (1) 位置図
 - (2) 施工図面(平面図)
 - (3) 土地使用承諾書(様式第2号) (申請者以外の土地に飲用井戸を整備する場合)
 - (4) 工事費の内訳が明記されている見積書の写し
 - (5) 町税等の滞納のないことの証明書
 - (6) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

- 第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、補助 金交付の可否を決定するものとする。
- 2 前項の規定により補助金交付の決定をした者に対してはみやき町定住促進飲用井戸整備事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)により、交付しないと決定した者に対してはみやき町定住促進飲用井戸整備事業費補助金不交付決定通知書(様式第4号)によりそれぞれ当該申請者に通知するものとする。

(変更承認申請)

- 第9条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。) が補助金申請内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止若しくは廃止しようとすると きは、みやき町定住促進飲用井戸整備事業費補助金交付変更承認申請書(様式第5号)を町 長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 補助対象者は、補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告を行い、その指示を受けなければならない。 (実績報告)
- 第10条 補助対象者は、飲用井戸の整備工事完成後かつ定住後、速やかにみやき町定住促進飲 用井戸整備事業費補助金実績報告書(様式第6号)に次に定める書類を添えて町長に提出し なければならない。
 - (1) 工事請負契約書の写し
 - (2) 領収書等の写し
 - (3) 工事写真(着工前・工事中・完成)
 - (4) 水質検査結果書(飲用井戸等11項目の水質分析結果)
 - (5) その他町長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第11条 町長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、みやき町定住促進飲用井戸整備事業費補助金交付額確定通知書(様式第7号)により速やかに補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 町長は、前条の規定により補助金の交付額確定後、補助対象者の補助金交付請求に基づき補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

- 第13条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 第4条第2項の規定に違反したとき。
 - (3) その他町長が相当の事由があると認めたとき。

(補助金の返還)

第14条 町長は、補助金の交付を取り消した場合又は当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(この要綱の失効等)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、次に掲げる補助金に関する規定については、同日以降も、なおその効力を有する。
 - (1) 第11条の規定により交付額確定を受けた補助金の支給に関する手続
 - (2) この要綱の失効後において補助金の返還等の必要が生じた場合の手続

附 則(平成30年2月1日告示第7号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年9月1日告示第123号)

この告示は、公布の日から施行する。